

さいたま市空き家等対策計画



平成30年3月

さいたま市

はじめに

さいたま市は、人口 129 万人を超える政令指定都市として発展を続けています。

東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能を集積するとともに、都心近郊にありながら見沼田圃をはじめ規模の大きな緑地や水辺が多く残っており、都市と自然が共存した街並みは本市の魅力となっております。

本市を「住みやすい」「住み続けたい」と感じている市民の割合が 8 割以上に達し、一昨年 of 日本総合研究所の指定都市幸福度ランキングでは、第 1 位の評価をいただくことができました。



また、平成 28 年 3 月に国が決定した「国土形成計画 首都圏広域地方計画」におきまして、本市は「東日本を連結する対流拠点都市」に位置付けられ、東日本の連携、交流機能の拠点となるほか、災害時の首都機能のバックアップ拠点としても、内外から大変大きな期待が寄せられています。

一方で、将来的には本市の人口も減少に転じることが予想されており、それに伴う超高齢化社会の進展や社会保障関連経費の増大など、様々な問題の発生が懸念されます。

空き家の問題も、その中の 1 つであり、今後増加が懸念される状況において、先見の明をもって空き家の発生予防や利活用の促進も含めた、総合的な対策を講じていく必要があります。

このたび策定しました「さいたま市空き家等対策計画」に基づき、各関係分野の皆様や地域住民の皆様と協働して取組を進め、このような問題、課題にしっかりと対応することで、持続可能な成長を続けられる都市としての発展を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 30 年 3 月

さいたま市長 清水 勇人

目 次

第 1 章 本計画の目的及び位置付け

1 背景・目的	1
2 位置付け	2

第 2 章 本市の空き家をとりにまく現状

1 人口・世帯数	3
2 住宅・土地統計調査（総務省統計局）による空き家等の状況	6
3 さいたま市都市計画基礎調査（空き家調査）の状況	11
4 「平成 26 年空家実態調査」 集計結果（国土交通省住宅局）の状況	19
5 空き家等に関する相談受付状況	22
6 本市の空き家等対策の状況	23
7 空き家等対策の課題	27

第 3 章 空き家等対策の基本的方針

1 基本的方針	28
2 対象とする空き家等の種類、区域	28
3 計画期間	29
4 空き家等の調査	29
5 空き家等対策の取組方針	30
6 計画の目標	31

第 4 章 空き家等対策の具体的な施策

1 具体的な施策の体系	32
2 施策の展開	34
Ⅰ 空き家等の発生予防	34
Ⅱ 空き家等の適正管理及び利活用の促進	38
Ⅲ 管理不全な空き家等の解消	42
Ⅳ 空き家等の跡地活用の促進	45

第 5 章 本計画の実施体制

1 相談等対応窓口	46
2 庁内の連携	47
3 他自治体との連携	48
4 関係団体等との連携	49
5 国の事業等の活用	50
6 さいたま市空き家等対策協議会	51